

令和4年度調達改善計画の年度末自己評価概要  
(対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日)

総務省

令和4年度の調達改善計画で記載した事項ごとに、以下のとおり概要を記述する。

I. 1. 一者応札改善のための取組（総務本省、地方支分部局等の取組）

一般競争入札の充実を図り競争性をより一層確保するため、一者応札改善の取組を行う。

(1) 全ての調達の改善取組

① 公告期間等の十分な確保

- ・ 調達要求部局において執行計画及び執行管理シートを作成し、契約担当部局において進捗管理を行うことで、早期に契約を締結し、準備期間及び執行期間を確保することができた。
- ・ 一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件又は企画競争及び公募案件について、公告期間を20日間以上確保した。
- ・ 一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件又は企画競争案件のうち、前回調達で一者応札又は一者応募だった調達案件について、公告期間を30日間以上確保した。
- ・ 調達予定案件をホームページで公表し情報提供を行ったほか、SNSでも発信した。

② 仕様内容の充実③仕様書の中立性の確認

- ・ 調達要求部局が作成した仕様書について、過去に実績のある者しか応札できない仕様となっていないか、特定の者が有利になる仕様となっていないか、また、複数の者が参加可能な仕様となるよう契約担当部局において審査を行った。
- ・ 調達要求部局において、役務調達等の年間契約に際して、新規事業者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保を明記するなど仕様内容を充実させているか、契約担当部局において審査を行った。
- ・ 調達要求部局において、入札要件を設定する際、真に調達に必要な要件であるか検討を行い、契約担当部局においても審査を行った。
- ・ 調達担当部局から契約担当部局への合議文書に複数者の見積書の添付を義務付けることで、仕様書の内容の特殊性を排除し、汎用的なものとなるようにし、契約担当部局での審査においても競争が確保されるよう重ねて精査を行うことで、仕様内容の中立性の確認を行った。

④ 契約額の適正化及び低廉化

調達要求部局が複数者から見積書や経費算出調書を求めることを徹底し、適正な所要経費を算出した。

## ⑤ 事前審査

- ・ 調達案件について、調達要求部局から契約担当部局に合議し、審査を行った。特に、前回調達時に一者応札となった調達案件については、新規参入拡大のための基本的確認事項や一者応札検証結果等を踏まえて、今回改善を実施する取組について、今期の契約や仕様書に反映し改善されているか、契約担当部局において審査を行った。
- ・ 契約担当部局においては、適正な予定価格を設定するに当たり、見積書のほかインターネット等も利用して、市場価格の把握に努めた。

## ⑥ 一者応札の検証

前回調達時に一者応札となった調達案件について、電子調達システムにより入札説明書等をダウンロードしたものの、入札不参加となった者に対して、契約担当部局からアンケートを実施した。見積書を取り寄せたものの入札不参加となった者に対しては、調達要求部局から当該者にヒアリングを実施し、入札に参加しなかった理由を把握、分析し、関係者間で共有するなど、一者応札の検証、改善策の検討を行い、今年度の調達に反映させた。

## ⑦ 事後審査・管理

総務省契約監視会を開催し（令和4年8月、12月及び令和5年3月）、一者応札となった調達を含む契約について、外部有識者の事後チェックを受け、調達の透明性の確保等を行った。

## ⑧ 企画競争の適正化

調達要求部局が選定基準に基づき、検討内容について、契約担当部局において審査を行った。

### ◇ 取組の効果

- ・ 一者応札率（本省・地方）：28.7%  
（令和元年度～3年度までの3か年の平均：29.1%）
- ・ 上半期契約締結率（本省・地方）：65.7%  
（令和3年度：61.7%）

## (2) 調査・調査研究経費に係る調達

- ・ 調査対象の内容、手段、手法及び研究会開催回数などを仕様書に詳細かつ明確に記載されているか、契約担当部局において審査を行った。
- ・ 専門的知識、技術、創意等に相当程度の差異が生じる案件については、価格以外での競争を可能とするため、総合評価落札方式を採用した。
- ・ 総合評価落札方式の採用に当たっては、選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明性の確保のため、評価項目の設定のほか、審査者の選定（担当課室以外の管理者や外部有識者の活用等）について、会計課で定めた基準に合致しているか、契約担当部局において審査を行った。また、会計課が定めた基準に基づき適切に取組が実施されるよう、令和4年10月に研修を行った。

◇ 取組の効果

- ・ 総合評価落札方式実施率（本省・地方）：77.8%  
（令和3年度：75.4%）

(3) 情報システムに係る調達

- ・ 外部有識者であるデジタル統括アドバイザーとの相談結果について、会計課合議文書にその評価内容書等を添付させるとともに、仕様書にも反映させた。
- ・ 総合評価落札方式の調達案件について、外部有識者であるデジタル統括アドバイザーを評価者に含めることを徹底した。
- ・ 情報システムの保守・運用等の年間契約において、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務やノウハウの引継ぎのための十分な準備期間が確保されているか、契約担当部局において審査を行った。
- ・ 専門的知識、技術、創意等に相当程度の差異が生じる案件については、価格以外での競争を可能とするため、総合評価落札方式を採用した。
- ・ 入札結果や一者応札の分析結果等をPMO及び外部有識者であるデジタル統括アドバイザーに提供し、デジタル統括アドバイザーの評価内容書を会計課が確認することにより、個々の情報システムの課題について相互に共有した。

◇ 取組の効果

- ・ 総合評価落札方式実施率（本省・地方）：15.2%  
（令和3年度：14.0%）

I. 2. 随契の見直し（総務本省、地方支分部局等の取組）

- ・ 競争性のない随意契約については、調達要求部局において検討した結果、競争性のある契約への移行が難しいと判断した案件に限り、随意契約希望調書を添付した文書を契約担当部局に合議し、随意契約理由が法令上の要件を満たすものであるか、契約担当部局において審査を行い、要件を満たしたものに限り実施した。
- ・ 企画競争については、調達要求部局において一般競争への移行の可否を検討した結果、移行が難しいと判断し、真に企画案のみで競争を行う必要のある調達に限り実施した。
- ・ 公募については、「過去2年以上連続で同一者の一者応札（応募）となっており、かつ、その理由が特殊な技術又は設備等を有する者が一しかないと考えられるもの」を対象とし、本省においては、契約監視会で認められた調達に限り実施した。

◇ 取組の効果

- ・ 競争性のない随意契約比率（本省・地方）：11.1%  
（令和3年度：11.6%）

- ・ 企画競争による随意契約比率（本省・地方）：21.8%  
（令和3年度：22.1%）
- ・ 公募による随意契約比率（本省・地方）：6.2%  
（令和3年度：5.7%）

## Ⅱ. 共通的な取組について

1. 調達改善に向けた審査・管理の充実（総務本省、地方支分部局等の取組）  
上記Ⅰ参照

◇ 本年度の実績  
上記Ⅰ参照

2. 調達事務のデジタル化の推進（総務本省、地方支分部局等の取組）
  - ・ 入札手続及び契約手続における電子調達システムの利用を徹底した。
  - ・ 紙での入札や契約を希望する事業者に対しては、電子入札及び電子契約に対応できない理由や電子調達システムの利用可能用途等の確認を行った。

◇ 取組の効果

- ・ 電子応札率（本省・地方）：65.5%  
（令和3年度：63.4%）  
※ 電子応札率＝電子応札者数/応札者数
- ・ 電子契約率（本省・地方）：44.6%  
（令和3年度：38.1%）  
※ 電子契約率＝電子契約件数/電子応札件数

3. 電力調達及びガス調達の改善（総務本省及び地方支分部局等の取組）
  - ・ 調達要求部局において、入札業者の拡大のため、調達実施可能な電気事業者及びガス事業者に対して声がけを積極的に行った。また、公告期間を20日間以上確保した。
  - ・ 電力調達及びガス調達について、複数事業者の参加が見込まれる場合には、一般競争入札を実施した（2官署については、複数事業者の参加を見込めなかったため、一般送配電事業者から供給を受けた。）。
  - ・ 電力調達について、異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設間での共同調達を検討し実施した。
  - ・ 再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達を実施した。

◇ 取組の効果

- ・ 令和4年度電力調達契約金額（本省・地方）：546百万円  
（令和3年度：377百万円）
- ・ 電力調達の一般競争入札実施件数：9官署中8官署

(令和3年度：10官署中7官署)

- ・ 異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設間での電力の共同調達件数：1件(2官署)

(令和3年度：0件)

- ・ 再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達：9官署中6官署(一般競争入札を実施した8官署中2官署については、入札不調により一般送配電事業者と最低供給保証契約)

(令和3年度：10官署中6官署(一般競争入札を実施した7官署中1官署については、入札不調により一般送配電事業者と最低供給保証契約))

- ・ 令和4年度ガス調達契約金額：56百万円

(令和3年度：56百万円)

- ・ ガス調達の一般競争入札実施件数：10官署中3官署

(令和3年度：10官署中3官署)

### Ⅲ. その他の取組について

#### 1. 共同調達(総務本省及び地方支分部局等の取組)

- ・ 本省においては、紙類や蛍光灯等の消耗品、速記や宅配便配送の汎用的な役務の調達について、国土交通省及び警察庁と共同で調達を継続した。
- ・ 地方支分部局においては、事務用品類やガソリン等の消耗品の調達について、2官署で他省庁の1官署と共同で調達を実施した。

(令和3年度：地方支分部局2官署と他省庁1官署と共同で事務用品類を調達)

#### 2. オープンカウンター方式の活用(地方支分部局等の取組)

- ・ 既に活用している地方支分部局等のうち、改善の検討中であった1官署は実施済み。
- ・ 未活用の地方支分部局等のうち、活用の検討中であった1官署は実施済み。
- ・ 新たに2官署において活用を検討中。

#### 3. 公共調達の付随的施策の推進(総務本省及び地方支分部局等の取組)

- ・ 9月に制定した「令和4年度における総務省の中小企業者に関する契約の方針」に基づき、中小企業者に対して受注機会の増大策として、一般競争入札の入札条件として過去の実績といった条件を緩和し、より参入しやすい環境整備に取り組んだ。
- ・ 総合評価落札方式による調達を実施する際、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価項目を設定した。
- ・ 総合評価落札方式による情報システムの調達を実施する際、公的個人認証サービスの利活用を推進している事業者や電子入札により入札に参加する事業者の評価項目を設定した。
- ・ 総合評価落札方式による調達を実施する際、賃上げ実施企業の評価項目を設定した。

#### 4. その他(総務本省の取組)

- ・ 旅費業務の効率化  
  | Cカード乗車券の利用を促進し、効率的な旅費業務を行った。
- ・ 国庫債務負担行為の活用  
  令和5年度予算の概算要求において、複数年度に渡る契約が可能で、調達価格の低減が期待できる案件については、会計課から調達要求部局に対して国庫債務負担行為の活用の検討を依頼し、168件を概算要求に反映させた。  
  （令和4年度概算要求：174件）
- ・ クレジットカード決済による調達の推進  
  水道料金、官用車のETC料金、外国出張先での経費について、継続してクレジットカード払いを実施した。
- ・ 会計事務職員等のスキルアップの取組  
  省内の会計事務新任者対象に会計事務の基礎となる知識の習得、能力向上を図るための研修を10月に実施した。

重点的な取組、共通的な取組

重点的な取組	共通的な取組	調達改善計画						令和4年度年度末自己評価結果(対象期間:令和4年4月1日～令和5年3月31日)										
		取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標(原則、定量的に記載)	難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント		
												定量的	定性的					
○		1. 一者応札改善のための取組 一般競争入札の充実を図り、競争性をより一層確保するため、一者応札改善の取組を行う。	下記①から④の取組を行う。	引き続き、競争性をより一層確保すること等により、調達の透明性、契約金額の低廉化を図る必要があるため。			一者応札率が過去3か年の平均を下回ることを目標とし、経費削減を図る。 (令和元年度から3年度平均:29.1%)			下記のとおり		一者応札率(本省・地方):28.7% 【参考】 令和元年度から令和3年度までの3か年の平均:29.1%		随時	一者応札率が過去3か年の平均を下回るように、一者応札率の改善に向けて、引き続き重点的に取り組む必要がある。	引き続き実施		
	(1) 全ての調達の改善取組	① 公告期間等の改善 ア. 複数の者が入札に参加できるように、早期の契約、準備期間及び執行期間を確保できるように努める。 イ. 公告期間の延長 一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争及び公募案件は、公告期間20日間以上の確保とする。 また、上記以外の案件については、可能な限り公告期間は10日間を超えた期間を確保するよう努める。 ウ. 前回一者応札の公告期間の延長 一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争案件のうち、前回調達で一者応札又は一者応募だった調達案件については、原則公告期間を30日間とする。 エ. 調達予定案件の情報提供の充実等 調達予定案件を毎年度各契約担当部局においてホームページ公表するとともに、SNSを通じて積極的に情報発信を行う。			A	H24:本省 H29:地方 ※本省においてR2から実施(下線部)	前年度の上半期契約締結率を上回ることを目標とする。 (令和3年度:61.7%)	年度末	A	H24:本省 H29:地方	A	・調達要求部局において執行計画及び執行管理シートを作成し、契約担当部局において進捗管理を行うことで、早期に契約を締結し、準備期間及び執行期間を確保することができた。 ・一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件又は企画競争及び公募案件について、公告期間を20日間以上確保した。 ・一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件又は企画競争案件のうち、前回調達で一者応札又は一者応募だった調達案件について、公告期間を30日間以上確保した。 ・調達予定案件を総務省ホームページで公表し情報提供を行ったほか、SNSでも発信した。(4月及び10月)	A	・上半期契約締結率(本省・地方)65.7% 【参考】 令和元年度から令和3年度までの3か年の平均:62.3% 令和3年度:61.7% ・対象の調達案件について、20日間以上の期間を確保し、公告を行った。		随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
		② 仕様内容の充実 ア. 複数の者が入札に参加できるよう調達期間について十分に配慮することとし、調達要求部局から年間の執行計画を提出させ、契約担当部局において適切に進捗管理を行う。 イ. 過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないよう、又、特定の者が有利になる仕様とならないよう、仕様書を記載し複数の者が参加可能な仕様とする。 ウ. 役員調達等の年間契約において、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保を明記するなど仕様内容を充実させる。 エ. 入札要件について、真に調達に必要な要件であるか検討を行う。				全ての調達について、②から⑦の要件を満たすよう取組を行う。 特に「③ 仕様書中立性の確認」の取組において、調達要求時における複数の者からの見積書添付の徹底を図り、更なる仕様内容の中立性の確保に努める。			A		A	・調達要求部局において執行計画及び執行管理シートを作成し、契約担当部局において進捗管理を行うことで、早期に契約を締結し、準備期間及び執行期間を十分確保することができた。 ・仕様内容の充実(イ～エ)について、契約担当部局において審査を行った。		随時	継続的な取組が必要	引き続き実施		
		③ 仕様書中立性の確認 前年度までの取組を踏まえ、更なる仕様内容の中立性の確保のため、契約担当部局への会議文書に、複数の者からの見積書の添付を義務付けることで、仕様内容の中立性の確認を行う。							H24:本省 H30:地方	H24:本省 H30:地方	A	・仕様内容の中立性を確保することにより、調達の公平性、競争性を推進することができた。		随時	継続的な取組が必要	引き続き実施		
		④ 契約額の適正化及び低廉化 前年度までの取組を踏まえ、更なる経費削減及び適正な予定価格算定のため、上記③の見積書、さらに調達要求部局での経費算出調書の添付を義務付け、予定価格算出の資料として活用し契約金額の適正化及び低廉化を図る。								A	A	・複数者から見積書や経費算出調書を活用することにより、適正な予定価格が算出され、契約金額の適正化及び低廉化を推進することができた。		随時	継続的な取組が必要	引き続き実施		

調達改善計画							令和4年度年度末自己評価結果(対象期間:令和4年4月1日～令和5年3月31日)										
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期						定量的	定性的			
	○		⑤事前審査 ア. 全ての調達案件については、原則、契約担当部局に合議して、1.の全ての取組内容が適正に行われているかチェックを徹底し、事前審査を行う。 また、調達要求部局は、契約担当部局に合議する際、仕様書等の内容が新規参入業者の応札を妨げる内容となっていないか等の基本的な確認事項を実施する一者応札改善策の内容について事前チェックを行い、契約担当部局は、一者応札改善策が適切に講じられているか等について、事前審査を行うことにより、一者応札改善に向けた取組の実効性を確保する。 イ. 数多くの取引価格の比較がインターネット及び刊行物を利用して容易にできる大量生産品について、市場価格よりも大幅に高額で調達しているケースがないかチェックし、合理的理由の存在を確認する。			H29:本省 H30:地方 ※本省においてCR4から実施(下線部)				H29:本省 H30:地方	・調達担当部局から契約担当部局に合議し、審査を行った。特に、前回調達時に一者応札となった調達案件については、新規参入拡大のための基本的確認事項や一者応札検証結果等を踏まえて、今回改善を実施する取組について、今期の契約や仕様書に反映し改善されているか、契約担当部局において審査を行った。 ・大量生産品については、契約担当部局において見積書のほかインターネット及び刊行物を利用することにより、市場価格の把握に努めた。	A	-	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施	
	○		⑥一者応札の検証 ア. 結果として一者応札となった調達について、契約担当部局において、原因究明を行う。 イ. 類似の案件で前年度に一者応札の案件について、原因を点検することにより競争性のある調達の実施に反映させるため、入札説明書等を受け取った者で入札に参加しなかった者に対して、アンケート調査を実施し入札に参加しなかった理由を把握、分析し、契約担当部局及び調達要求部局間で共有するとともに、調達要求部局は、次回の調達時までに改善策を検討することとする。※1 ウ. 一者応札が継続している案件については、特定の設備や技術が必要であると認められるものは、公募随契への移行を検討する。また、公募随契への移行にあたっては、総務省契約監視会の意見を聴取し、見積額の審査を行うなど、調達の透明性の確保、契約金額の低廉化を図る。※2			H24:本省 H30:地方 ※1本省においてCR2から実施 ※2本省においてCR3から実施				H24:本省 H30:地方	・ア及びイについて、前回調達時に一者応札となった調達案件について、電子調達システムにより入札説明書等をダウンロードしたものの、入札不参加となった者に対して、契約担当部局からアンケートを実施した。見積書を取り寄せたものの入札不参加となった者に対しては、調達要求部局から当該者にアリングを実施し、入札に参加しなかった理由を把握、分析し、関係者間で共有するなど、一者応札の検証、改善策の検討を行い、今年度の調達に反映させた。 ・ウについて、令和2年度末に発出した調達に基づき、本省において案件を募集した。	B	-	随時	一般競争入札から公募随契契約への移行に関する案件の応募が複数年度において無い場合、その要因を分析する。	左記の分析に基づき、運用の改善を図る。	
	○		⑦事後審査・管理 ア. 一者応札となった調達について、総務省契約監視会における外部有識者の意見を求める。 イ. 上記アに基づいて改善策を取りまとめた上、契約担当部局及び調達要求部局あて通知し次回の調達の際の参考とするよう要請を行う。			H29:本省 H30:地方				H29:本省 H30:地方	総務省契約監視会を開催し(令和4年8月、12月及び令和5年3月)、一者応札となった調達を含む契約について、外部有識者の事後チェックを受け、調達の透明性の確保等を行った。	A	-	随時	競争性を確保する意識等を醸成することができた。	継続的な取組が必要	引き続き実施
			⑧企画競争の適正化 前年度までの取組を踏まえ、更なる選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明性の確保のため、会計課が定めた選定基準に基づき、採点項目について、過去の実績を過度に評価しないよう、また、特定の者が有利にならないよう取組を行う。			H24:本省 H29:地方	前年度の一者応募率を下回ることを目標とする。 (令和3年度:66.3%)			H24:本省 H29:地方	調達要求部局が選定基準に基づき、検討内容について、契約担当部局において審査を行った。	B	企画競争一者応募率(本省・地方): 75.9% ※なお、研究開発委託等契約の複数年度事業の2年目以降の継続契約を除く一者応募率は、9.5%  【参考】 令和3年度:66.3% ※なお、研究開発委託等契約の複数年度事業の2年目以降の継続契約を除く一者応募率は、12.4%	契約担当部局による審査を徹底することにより、企画競争の適正化に関する取組内容の実施を推進することができた。	随時	企画競争随契契約の契約内容は、研究開発委託等契約のように複数年度に跨がるものが多いことから、企画競争随契契約における一者応募率は、年を経ることに相対的に高くなる傾向である。 よって、現行の「前年度の一者応募率を下回ることを目標とする」という指標が、企画競争随契契約の適正化の指標として適しているか検討する必要がある。	本項目に対する適切な指標を検討する。



調達改善計画										令和4年度年度末自己評価結果(対象期間:令和4年4月1日～令和5年3月31日)							
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期	定量的					定性的				
		(2) 調査・調査研究経費に係る調達	<p>①過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないように、調査対象内容、手段、手法及び研究会開催回数などを仕様書に詳細かつ明確に記載するとともに、多様な調査検討項目を有するようなのは、適切な調達単位に分割した上、適切な入札方式を選定すること</p> <p>②最低落札方式を原則とするが、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、総合評価落札方式を採用することができる。</p> <p>③総合評価落札方式において、前年度までの取組を踏まえ、更なる選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保のため、会計課が定めた選定基準に基づき、類似実績や研究員の従事経験を技術項目とする場合、過去の実績を過度に評価しない配点とするよう取組を行う。</p>	令和2年度の一者応札件数の約5割を調査・調査研究経費に係る調達に占めているため。	A	H24:本省 H30:地方	全ての調達について、要件を満たすよう取組を行う。	年度末	A	H24:本省 H30:地方	調査対象の内容、手段、手法及び研究会開催回数などを仕様書に詳細かつ明確に記載されているか、契約担当部局において審査を行った。	A	-	契約担当部局による審査を徹底することにより、仕様書の中立性及び競争性の確保を推進することができた。	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
			<p>②最低落札方式を原則とするが、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、総合評価落札方式を採用することができる。</p>			H24:本省 H30:地方	選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保に努めるとし、全ての調達が会計課が定めた選定基準等を満たすよう取組を行う。	年度末		H24:本省 H30:地方	専門的知識、技術、創意等に相当程度の差異が生じる案件については、価格以外での競争を可能とするため、総合評価落札方式を採用した。	A	総合評価落札方式実施比率(本省・地方):令和4年度 77.8% 【参考】令和3年度 75.4%	-	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
			<p>③総合評価落札方式において、前年度までの取組を踏まえ、更なる選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保のため、会計課が定めた選定基準に基づき、類似実績や研究員の従事経験を技術項目とする場合、過去の実績を過度に評価しない配点とするよう取組を行う。</p>			H29:本省 H30:地方				H29:本省 H30:地方	総合評価落札方式において、会計課が定めた選定基準に基づき適切に取組が実施されるよう、令和4年10月に研修を行った。	A	-	契約担当部局における審査が適切に実施された。	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
		(3) 情報システム経費に係る調達	<p>①予定価格が10万SDR以上と見込まれる調達案件(契約変更を行う案件については、増額分の予定価格が10万SDR以上のものは、デジタル統括アドバイザーに相談し相談結果について調達決定にその評価内容等を添付する(ただし、単に市販の機器等を調達する場合などデジタル統括アドバイザーが評価書発出が不要としたものは添付を要しない)。</p> <p>②予定価格が90万SDR以上と見込まれ、総合評価落札方式を採用するものは、デジタル統括アドバイザーによる提案書審査を行う。</p> <p>③情報システムの保守・運用等の年間契約において、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保、仕様内容の充実等。</p> <p>④最低落札方式を原則とするが、仕様内容において、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、総合評価落札方式を採用することもできる。</p> <p>⑤入札結果や一者応札の分析結果等をPMOに提供するとともに、個々の情報システムの課題を共有し、調達手続に反映されていることを調達部局において確認する。</p>	令和2年度の一者応札件数の約2割、契約金額の約7割を情報システム経費に係る調達に占めているため。	A	H31:本省	全ての調達について、①から⑤の要件を満たすよう取組を行う。	年度末	A	H31:本省	外部有識者であるデジタル統括アドバイザーとの相談結果について会計課合議文書にその評価内容等を添付させるとともに、仕様書にも反映させた。	A	-	外部有識者であるデジタル統括アドバイザーから評価を受けることにより、仕様内容や経費に係る妥当性を確保することができた。	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
						H31:本省				H31:本省	対象案件について、外部有識者であるデジタル統括アドバイザーを評価者に含めることを徹底した。	A	-	外部有識者であるデジタル統括アドバイザーを評価者に含めることにより有識者から助言を得られることから、適切な調達を推進することができた。	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
						H30:本省				H30:本省	新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務やノウハウの引き継ぎのための十分な準備期間が確保されているか、契約担当部局において審査を行った。	A	-	仕様内容の充実等について、契約担当部局による審査を徹底することにより、調達の公平性を推進することができた。	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
						H24:本省 H30:地方				H24:本省 H30:地方	専門的知識、技術、創意等に相当程度の差異が生じる案件については、価格以外での競争を可能とするため、総合評価落札方式を採用した。	A	総合評価落札方式実施比率(本省・地方):令和4年度 15.2% 【参考】令和3年度:14.0%	仕様内容に応じて、適切な契約方式の検討を行った。	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
						R1:本省				R1:本省	入札結果や一者応札の分析結果等をPMOに提供し、個々の情報システムの課題について情報共有を行った。	A	-	入札結果や一者応札の分析結果等をPMOに提供した。また、令和4年10月に「総務省デジタルガバナメント中長期計画」が改正され、調達に係る決裁ルートにPMOを設定することが義務付けられたことにより、個々の情報システムの課題について相互に共有することができた。	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施

調達改善計画							令和4年度年度末自己評価結果(対象期間:令和4年4月1日～令和5年3月31日)										
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期	定量的					定性的				
○		2. 随意契約の見直し	競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については、競争性のある契約への移行や価格面等の適正化を図るべき余地がないか引き続き精査を行う。また、企画競争や公募については、一般競争入札と比べて、これらの方式によることの妥当性、一般競争への移行の可否等について十分な検討を行う。	引き続き、調達の透明性確保のため、競争性のある契約への移行等について、精査を行う必要があるため。	A	H24:本省 H30:地方	前年度の競争性のない契約率を下回ることを目標とし、経費削減を図る。			下記のとおり							
			①競争性のある契約への移行や価格面等の適正化を図るべき余地がないか検討を行う。			H24:本省 H30:地方	契約総件数に占める競争性のない随意契約件数の比率が前年度を下回ることを目標とする。 (参考値:令和3年度:11.6%)	年度末	A	H24:本省 H30:地方	競争性のない随意契約については、調達要求部局において検討した結果、競争性のある契約への移行が難しいと判断した案件に限り、随意契約希望調書を添付した文書を契約担当部局に合議し、随意契約理由が法令上の要件を満たすものであるか、契約担当部局において審査を行い、要件を満たしたものに限り実施した。	A	競争性のない随意契約比率(本省・地方):11.1% 【参考】 令和3年度:11.6%	-	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
			②企画競争や公募については、一般競争入札と比べて、これらの方式によることの妥当性、一般競争への移行の可否等について検討を行う。			H24:本省 H30:地方	契約総件数に占める企画競争及び公募随意契約の比率が前年度を下回ることを目標とする。 (参考値:令和3年度企画競争:22.1%、公募随意契約:5.7%)	年度末		H24:本省 H30:地方	・企画競争については、調達要求部局において一般競争への移行の可否を検討の結果、移行が難しいと判断し、真に企画案のみで競争を行う必要のある調達に限り実施した。 ・公募については、「過去2年以上連続で同一者の一者応札(応募)となっており、かつ、その理由が特殊な技術又は設備等を有する者が一しかないと考えられるもの」を対象とし、本省においては、契約監視会で認められた場合に限り実施した。	B	企画競争随意契約比率(本省・地方):21.8% 【参考】 令和3年度:22.1% 公募随意契約比率(本省・地方):6.2% 【参考】 令和3年度:5.7%	-	随時	公募随意契約については、本省における契約件数及び契約比率は前年度より減少(令和3年度:51件・4.5%、令和4年度:42件・4.2%)したのに対し、地方支分部局等においては前年度より増加(令和3年度:51件・7.7%、令和4年度:59件・9.2%)している。 ・地方支分部局等における令和4年度公募随意契約の契約率は、前年度から継続した事案(35件)、特定の者だけが事業を実施し得ることが見込まれる事案(19件)、前年度一般競争一者応札案件からの移行(3件)及び庁舎移転に伴うANSシステムの移設(2件)という状況である。	地方支分部局等に対して本省における取組を周知し、公募随意契約への考え方を共有する。
○		3. 調達改善に向けた審査・管理の充実	調達改善に向けた審査・管理の充実については、上記1により取組を実施する。		A	H30:本省・地方	上記記載の1のとおり取組を実施	年度末	A	H30:本省・地方	-	A	-	-	随時	継続的な取組が必要	引き続き実施
○		4. 調達事務のデジタル化の推進	「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しが求められていること踏まえ、事業者等から電子メールによる見積書等の提出を可能とするほか、電子調達システムによる入札・契約手続の更なる利用促進を図る。		A	R4:本省・地方	全調達部局において電子調達システムを活用する。 また、前年度の電子応札率・電子契約率※1を上回ること(デジタル庁が策定した「オンライン利用率引上げの基本計画」に基づき令和6年度末時点で50%以上※2)を目標とする。 ※1(参考値:令和3年度電子応札率:63.4% 電子契約率:38.1%) ※2 デジタル庁が定めた算出方法(電子契約件数/電子応札件数×100)による。	年度末	A	R4:本省・地方	・入札手続及び契約手続における電子調達システムの利用を徹底した。 ・紙での入札や契約を希望する事業者に対しては、電子入札・電子契約に対応できない理由、電子調達システムの利用可能用途等の確認を行った。	A	電子応札率(本省・地方):65.5% 【参考】 令和3年度:63.4% 電子契約率(本省・地方):44.6% 【参考】 令和3年度:38.1%	-	随時	契約書類について、事業者の社内方針により紙媒体で保管する必要のあるという事業者が多いことから、電子契約推進の観点から、契約実績が多い事業者に対して、個別に働きかけを行う等、継続的な取組が必要	引き続き実施
○		5. 電力調達・ガス調達の改善	①調達要求部局は、入札業者の拡大に係る電力調達及びガス調達においても複数会社から供給し得る環境となっていること等を踏まえ、電力調達・ガス調達について、取組を実施する。特に電力調達の実施にあたっては、令和2年12月10日付け内閣官房行政改革推進本部事務局事務連絡「再生可能エネルギー電力の調達について」及び「電力調達の更なるコスト削減について」を踏まえた取組を実施する。		A	H29 R3から実施(下線部):本省・地方	前回調達の契約金額を下回ることを目標とし経費削減を図る。	年度末	A	H29	・調達要求部局において、入札業者の拡大のため、電気・ガス事業者に対して声かけを積極的に行った。また、公告期間を20日間以上確保した。 ・電力調達及びガス調達について、複数事業者の参加が見込まれる場合には、一般競争入札を実施した(2官署については、複数事業者の参加を見込めなかったため、一般送配電事業者から供給を受けた。) ・電力調達について、異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設間での共同調達を検討し実施した。 ・再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達を実施した。	B	・令和4年度電力調達契約金額(本省・地方):546百万円 【参考】 令和3年度電力調達契約金額(本省・地方):377百万円 ・電力調達の一一般競争入札実施件数:9官署中8官署 【参考】 令和3年度:10官署中7官署 ・異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設間での電力の共同調達:1件(2官署) 【参考】 令和3年度:0件 ・再生エネルギー比率30%以上の電力調達:9官署中7官署(一般競争入札を実施した8官署中2官署については、入札不調により一般送配電事業者と最低供給保証契約) 【参考】 令和3年度:10官署中6官署(一般競争入札を実施した7官署中1官署については、入札不調により一般送配電事業者と最低供給保証契約) ・令和4年度ガス調達契約金額(本省・地方):56百万円 【参考】 令和3年度ガス調達契約金額(本省・地方):56百万円 ガス調達の一一般競争入札実施件数:10官署中3官署 【参考】	-	随時	原油価格等エネルギー資源価格の高騰により電気料金及びガス料金が高騰したことから、電力調達で一般競争入札の不調が相次ぎ、前年度を上回る契約金額になっているが、経費節減のため、継続的な取組が必要	電気料金及びガス料金が高騰している現状を鑑み、引き続き経費節減には取り組むものの、調達改善計画における取組の項目としては見直すこととする。

## その他の取組

調達改善計画		令和4年度年度末自己評価結果(対象期間:令和4年4月1日～令和5年3月31日)		
具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があった と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
<p>1. 共同調達 汎用的な物品である備品・消耗品及び汎用的な役務である雑役務の調達については、他省庁との共同調達を引き続き推進する。</p> <p>①共同調達の更なる推進を図る。 ②調達の回数を減らすことにより事務効率化を図る。 ③更なる品目の追加を図る。 ④更なる共同調達を行う官署を追加する。</p>	継続	—	<p>国土交通省及び警察庁と共同で調達を継続 ○当省が主管となった調達品目 ・紙類、蛍光灯、トイレトーパー、クリーニング、速記 ○他省庁が主管となった調達品目 ・事務用消耗品、ガソリン、OA消耗品、清掃用消耗品、非常用食料等、宅配便等配送</p> <p>地方支分部局2官署が他省庁1官署と共同で調達した品目 ・事務用品類、ガソリン等</p>	他省庁との共同調達を実施、推進することで、事務の効率化を推進することができた。
<p>2. オープンカウンター方式の活用(地方支分部局等の取組) 各地方支分部局等の事情が異なることから、活用のメリット、デメリットを検討の上、少額の調達が多数を占める支分部局では拡大を行う。</p> <p>①既に活用している契約担当課室は、改善の検討を行う。 ②未活用の契約担当部局は、活用の検討を積極的に行う。</p>	継続	—	<p>・改善を検討中であった1官署において、実施済み。 ・活用を検討中であった1官署において、実施済み。 ・新たに2官署が、活用を検討中。</p>	各地方支分部局等の状況に応じ、オープンカウンター方式を活用することで、契約金額の低廉化を推進することができた。

<p>3. 公共調達付帯的施策の推進</p> <p>特定の政策目的の実現に資するために調達時に実施が求められている取組について、取組の趣旨を踏まえて適切に実施する。</p> <p>①中小企業者の受注の機会の増大を図るため、「総務省の中小企業者に関する契約の方針」に基づき取り組むこととし、中小企業者向け契約目標の達成を図る。</p> <p>②ワーク・ライフ・バランス等推進企業の受注機会の増大を図るため、総合評価落札方式等による調達を実施する際、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価項目を設定する。</p> <p>③公的個人認証サービスの利活用を推進している事業者や電子入札により入札に参加する事業者を評価する取組を推進するため、総合評価落札方式により情報システム等の調達を実施する際、当該事業者の評価項目を設定する。</p> <p>④賃上げを行う企業から優先的に調達を行うため、総合評価落札方式による調達を実施する際、賃上げ実施企業の評価項目を設定する。</p>	新規	—	—	<p>・中小企業者に対する受注機会の増大策として、一般競争入札の入札条件として過去の実績といった条件を緩和し、より参入しやすい環境整備に取り組んだ。</p> <p>・総合評価落札方式による調達を実施する際、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価項目を設定することにより、推進事業者に対して受注機会の提供を推進することができた。</p> <p>・総合評価落札方式による情報システムの調達を実施する際、公的個人認証サービスの利活用を推進している事業者や電子入札により入札に参加する事業者の評価項目を設定することにより、推進事業者に対して受注機会の提供を推進することができた。</p> <p>・総合評価落札方式による調達を実施する際、賃上げ実施企業の評価項目を設定することにより、推進事業者に対して受注機会の提供を推進することができた。</p>
<p>4. その他(総務本省の取組)</p> <p>①旅費業務の効率化</p> <p>ICカード乗車券の利用を促進し、効率的な旅費業務を行う。</p>	継続	—	—	<p>ICカード乗車券を利用することにより、事務の効率化を推進することができた。</p>

<p>②国庫債務負担行為の活用 複数年度にわたる契約を行うことにより、調達価格の低減が期待できる案件について、国庫債務負担行為の検討を行う。</p>	<p>継続</p>	<p>—</p>	<p>令和5年度予算の概算要求において、会計課から調達要求部局に対して国庫債務負担行為の活用 の検討を依頼し、概算要求に反映</p> <p>・令和5年度概算要求:168件</p> <p>【参考】 ・令和4年度概算要求:174件</p>	<p>—</p>
<p>③クレジットカード決済による調達の推進 海外出張、高速料金及び公共料金(水道)の支払いについて、事務効率化の観点からクレジットカード決済による調達を実施する。</p>	<p>継続</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>水道料金、官用車のETC料金、外国出張先での経費について、対象となる費用を限定し、厳格な管理の下、クレジットカード払いを実施</p>
<p>④会計事務職員の スキルアップの取組 ・契約事務・会計事務について、必要な研修を実施する。 ・調達マニュアルの充実化を図る。</p>	<p>継続</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>省内の会計事務新任者を対象に会計事務の基礎となる知識の習得、能力向上を図るための研修を10月に実施し、会計事務職員のスキルアップを推進することができ</p>

外部有識者からの意見聴取の実施状況  
 (対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【北大路 信郷 株式会社政策情報システム研究所 代表取締役所長】 意見聴取日【6月28日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○取組の更なる推進を図る観点等	○調達改善計画に基づく取組が推進されている。	○引き続き、調達改善の推進に努めてまいります。

外部有識者の氏名・役職【有川 博 日本大学総合科学研究所客員教授】 意見聴取日【6月28日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○取組の更なる推進を図る観点等	<p>○「一者応札改善の取組」において、契約担当部局が担う役割が重要であることから、この態勢を維持するよう取り組んでいただきたい。</p> <p>○「随意契約の見直し」において、地方支分部局等における一般競争契約から公募随意契約への移行についても記述がほしい。</p> <p>○「その他の取組」3 公共調達の付帯的施策の推進において、各種評価項目が設けられているものについて、実施状況等確認ができる目標設定を検討されたい。</p>	<p>○「一者応札改善の取組」の中で、研修の実施に係る記述を追記したほか、今後も態勢を維持するような取組に努めてまいります。</p> <p>○「随意契約の見直し」の中で、地方支分部局等における公募随意契約の状況の記述を追記したほか、今後の計画策定においても確認に努めてまいります。</p> <p>○御意見を踏まえ、次回の調達改善計画策定時に検討してまいります。</p>